

令和6年度 神奈川区社協ふれあい助成金 変更点と注意点について

【変更点】

①障害児者支援区分の助成金額上限が変わります。(別紙配布資料参照)

②令和6年度受付分の完了報告から、全団体領収書提出が必須になります。

令和6年度より、「**全団体**」が完了報告時にふれあい助成金を充てた部分の領収書(写)の提出が必要になります。令和7年4月(令和6年度完了報告書から)は、報告書と合わせて領収書の写しをご提出ください。まとめ方は、手引き P. 12~13 を参考にして下さい。

※令和6年4月にご提出いただく、令和5年度の完了報告書は、従来通り、10万円以上団体のみ領収書(写)添付で構いません。

【注意点】

①新型コロナウイルスに伴う特例はありません。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルスに伴う特例対応はありません。

(1)助成区分の回数や人数の条件を満たしていない場合は返還になる場合があります。申請時は、実現可能な範囲内をお願いします。

(2)年度末に助成条件が満たせず、「自主財源率が20%以下」「前年度繰越金が25%以上」となった場合は、従来の返還の考え方に沿って、返還を求めます。

②同一名義の通帳に複数団体分のお振込みはできません。

団体名義及び、代表者名義の口座のご用意をお願いいたします。

原則、団体用の通帳としてのみ使用するものにしてください。

口座作成のご相談も区社協までお問い合わせください。